

協議第 91 号

三日月町の加入に伴う確認事項等の取り扱い(その1)について

三日月町の加入に伴う確認事項等の取り扱い(その1)について、
下記のとおり提出する。

平成 16 年 10 月 28 日 提 出

佐用町・上月町・南光町・三日月町合併協議会
会 長 庵 道 典 章

三日月町の加入に伴う確認事項等の取り扱い(その1)について

佐用町・上月町・南光町合併協議会が、平成 16 年 10 月 12 日までに確認・決定した、協定項目等の調整内容(別紙)については、すべて確認のとおりとする。

ただし、合併の方式について(協定項目第 1 号)は、次のとおりとする。

合併の方式について(平成 16 年 7 月 7 日確認)中、「佐用町、上月町及び南光町」を「佐用町、上月町、南光町及び三日月町」に改める。

佐用町、上月町、南光町及び三日月町を廃止し、その区域をもって新しい町を設置する新設(対等)合併とする。

また、上記以外に合併関係町の枠組み等が変わることにより、不都合が生じた調整事項については、別途再協議するものとする。

平成 16 年 10 月 28 日 確 認

協議第 64 号

南光町の加入に伴う確認事項等の取り扱い（その 2）について

南光町の加入に伴う確認事項等の取り扱い（その 2）について、
下記のとおり提出する。

平成 16 年 8 月 31 日 提 出

佐用町・上月町・南光町合併協議会
会 長 庵 途 典 章

南光町の加入に伴う確認事項等の取り扱い（その 2）について

佐用町・上月町合併協議会が、平成 16 年 7 月 1 日までに確認・決定した、次の協定項目の調整内容については、次のとおりとする。

【協定項目第 7 号】

1. 町の慣行の取り扱いについて 第 1 回資料 77P 参照
(平成 16 年 4 月 2 日確認)中、次の項目を追加する。 (別紙 7P 参照)
(5) 町の鳥については、新町に委ねる。
(6) 町歌については新町に委ねる。

【協定項目第 9 号】

2. 条例・規則等の取り扱いについて 第 1 回資料 79P 参照
(平成 16 年 4 月 2 日確認)中、「2 町」を「3 町」に改める。

【協定項目第 17 号】

3. 公共的団体の取り扱いについて 第 1 回資料 87P 参照
(平成 16 年 4 月 2 日確認)中、「2 町」を「3 町」に改める。

【協定項目第 18 号】

4. 各種団体への補助金、交付金等の取り扱いについて 第 1 回資料 91P 参照
(平成 16 年 4 月 2 日確認)のとおりとする。

【協定項目第 23 号- 】

5. 診療所等(直営)の取り扱いについて 第 1 回資料 99P 参照
(平成 16 年 4 月 2 日確認)中、「上月町立西新宿出張所」を「上月町立西新宿出張所及び南光町歯科保健センター」に改め、現行のとおり新町に引き継ぐ。(別紙 8P 参照)

次ページに継続

【協定項目第 23 号- 】

6. 公の施設の取り扱いについて 第 1 回資料 83P 参照
(平成 16 年 4 月 2 日確認)のとおりとする。

【協定項目第 23 号- 】

7. 出納関係事務の取り扱いについて 第 1 回資料 101P 参照
(平成 16 年 4 月 2 日確認)のとおりとする。

【協定項目第 12 号】

8. 地方税の取り扱いについて 第 2 回資料 4P 参照
(平成 16 年 4 月 28 日確認)中、「2 町」を「3 町」に改める。

【協定項目第 23 号- 】

9. 納税関係の取り扱いについて 第 2 回資料 16P 参照
(平成 16 年 4 月 28 日確認)中、「2 町に相違がないため、現行のとおり新町に引き継ぐ。」を「合併時に、佐用町、上月町の例により調整する。」に改める。

【協定項目第 16 号】

10. 使用料、手数料の取り扱い(その 1.)について 第 2 回資料 36P 参照
(平成 16 年 4 月 28 日確認)中、「2 町」を「3 町」に改める。

【協定項目第 23 号- 】

11. 各種福祉制度の取り扱い(その 2.)について 第 3 回資料 25P 参照
保育事業関係の取り扱いについては、次のとおりとする。 (別紙 9P 参照)
(平成 16 年 5 月 27 日確認)中、
(3) 延長保育については、「2 町に相違がないため、現行のとおり新町に引き継ぐ。」を
「佐用町、上月町の例により合併時に調整する。」に改める。
(5) 障害児保育については、「2 町」を「3 町」に改める。
(7) 保育料については、「2 町に相違がないため、現行のとおり新町に引き継ぐ。」を「佐
用町、上月町の例により合併時に調整する。」に改める。

【協定項目第 23 号- 】

12. 水道事業の取り扱いについて 第 3 回資料 16P 参照
(平成 16 年 5 月 27 日確認)のとおりとする。 (別紙 13P 参照)
ただし、新料金(案)に特定区域を追加する。

【協定項目第 23 号- 】

13. 公立学校の通学区の取り扱いについて 第 3 回資料 55P 参照
(平成 16 年 5 月 27 日確認)のとおりとし、通学区に南光町を追加する。

【協定項目第 23 号- 】

14. 学校教育関係の取り扱いについて 第 3 回資料 49P 参照
(平成 16 年 5 月 27 日確認)のとおりとする。

佐用町・上月町・南光町合併協議会の調整内容

専門部会

(総務 部会)

協議項目	7. 町の慣行の取り扱い	関係項目 1. 町章 2. 町花 2-1. 町木 3. 町民憲章 4. 宣言	
調整の内容	1. 町章については、新町に移行後、速やかに調整する。 2. 町花、町木については、新町に移行後、速やかに調整する。 3. 町民憲章については、新町に移行後、速やかに調整する。 4. 宣言については、新町に委ねる。		
現 況			
佐用町	上月町	南光町	調整の具体的内容
<p>町章 昭和39年4月1日制定 昭和39年2月10日、全国より応募の作品から町章選考委員会において選定。同年4月1日にこれを制定した。この町章は、頭文字の「さ」を図案化したもので、町の飛躍発展と信義、協同、融和、勤労と健康を表現している。</p>  <p>町花 ゆり 昭和60年10月5日制定 清そで気品高い姿が人々に親しまれ、素朴で華麗、また、雄飛を象徴する草花でもあり、繁殖性に富む強い生命力は、永遠の発展を目指す佐用町の願いが込められている。</p> <p>- 1町木 イチョウ 昭和60年10月5日制定 イチョウは、朝霧とともに佐用のシンボルとして広く世に知られ、長い種の生命力と、千年を超える古木も多く、古きをたずね、今を確かめ、未来をみつめる佐用町を象徴している。</p> <p>町民憲章 佐用町町民憲章 昭和60年10月5日制定 全5か条</p> <p>宣言 [星の都宣言] 平成2年5月26日制定</p>	<p>町章 昭和43年4月制定 全国から募集した作品の中から選定した。頭文字の「こ」を円に図案化し、中央に月を白で抜き出して「上月町」を表現、太いところは波頭として町の躍進と発展を、円は円満・平和を象徴している。</p>  <p>町花 花しょうぶ 昭和42年9月制定 花とホテルの町のシンボルとして花姿の美しさと茎葉の素朴さ「しょうぶ」が「尚武」に通ずることから上月町の歴史を伝える町の花に制定した。</p> <p>- 1町木 もくせい 昭和53年5月制定 町木として公募し、応募樹種の中から町木選定委員会で選定した。モクセイ科の常緑小喬木で、10月頃に白色の小さい花を集散状に腋生し芳香がある。古くから観賞用として植えられ親しまれている。</p> <p>町民憲章 町民憲章 昭和53年5月制定 全5か条</p> <p>宣言 [差別を許さない実践の町宣言] 昭和51年8月30日制定 [政治・社会運動を標榜する暴力団まがいの右翼に対する賛助金等の寄付行為を一切行わない町宣言] 平成6年3月24日制定</p>	<p>町章 昭和43年5月制定 南光町の「な」の図案化で、波頭は千種川を象り、円形にして、円満、融和と全体を飛鳥の形にして町の飛躍発展を現すものである。</p>  <p>町花 ききょう 昭和55年7月10日制定 秋の七草で知られる「ききょう」は、ひっそりと自生し、独特の落ち着きと可憐(かれん)な花びらを持っている。 南光町に住む人の安らぎと、清く美しい心がけを目指して、この花を私たちのシンボルとする。</p> <p>- 1町木 すぎ 昭和55年7月10日制定 「船越すぎ」として親しまれている「すぎ」は、雄大な姿と天に向かって真っ直ぐ突き進むエネルギーを持っている。 南光町の将来の発展と、力強い前進を目指してこの木を私たちのシンボルとする。</p> <p>町民憲章 南光町町民憲章 昭和60年11月2日制定 全5か条</p> <p>宣言 [花と小鳥の町宣言] 昭和56年3月27日制定 [核兵器廃絶・平和の町宣言] 平成9年3月11日制定</p>	<p>町章については、新町に移行後、速やかに調整する。</p> <p>町花については、新町に移行後、速やかに調整する。</p> <p>町木については、新町に移行後、速やかに調整する。</p> <p>町民憲章については、新町に移行後、速やかに調整する。</p> <p>宣言については、新町に委ねる。</p>

佐用町・上月町・南光町合併協議会の調整内容

(総務部会)

協議項目	7. 町の慣行の取り扱い	5. 町鳥 6. 町歌	
調整の内容	5. 町鳥については、新町に委ねる。 6. 町歌については、新町に委ねる。		
現 況			
佐用町	上月町	南光町	調整の具体的内容
町 鳥 なし	町 鳥 なし	町 鳥 かわせみ 平成7年10月23日制定 「翡翠」と表記される「カワセミ」は、川 辺に住み、コバルトブルーの羽を持つ美しい 鳥です。 清流を誇る千種川沿いの町、南光町のイ メージと一致し、この美しい川と自然がいつ までもと願いを込めて、この鳥をシンボルと する。	町の鳥については、新町 に委ねる。
町 歌 なし	町 歌 なし	町 歌 なし 南光町民歌 昭和42年10月10日制定	町歌については、新町に 委ねる。

町の慣行の取り扱いについて

町の慣行の取り扱いについて、下記とおり提出する。

平成 16 年 4 月 2 日 提 出

佐用町・上月町合併協議会
会 長 庵 迢 典 章

協定項目 第 7 号

町の慣行の取り扱いについて

- 1 . 町章については、新町に移行後、速やかに調整する。
- 2 . 町花、町木については、新町に移行後、速やかに調整する。
- 3 . 町民憲章については、新町に移行後、速やかに調整する。
- 4 . 宣言については、新町に委ねる。

平成 16 年 4 月 2 日 確認

佐用町・上月町合併協議会の調整内容

専門部会 (企画部会)

協議項目	7. 町の慣行の取り扱い	関係項目	1. 町章 2. 町花 3. 町木 4. 町民憲章 5. 宣言
調整の内容	1. 町章については、新町に移行後、速やかに調整する。 2. 町花、町木については、新町に移行後、速やかに調整する。 3. 町民憲章については、新町に移行後、速やかに調整する。 4. 宣言については、新町に委ねる。		
現況		調整の具体的内容	
佐用町		上月町	
<p>町章 昭和39年4月1日制定 昭和39年2月10日、全国より応募の作品から町章選考委員会において選定。同年4月1日にこれを制定した。この町章は、頭文字の「さ」を図案化したもので、町の飛躍発展と信義、協同、融和、勤労と健康を表現している。</p>  <p>町花 ゆり 昭和60年10月5日制定 清そで気品高い姿が人々に親しまれ、素朴で華麗、また、雄飛を象徴する草花でもあり、繁殖性に富む強い生命力は、永遠の発展を目指す佐用町の願いが込められている。</p> <p>町木 イチョウ 昭和60年10月5日制定 イチョウは、朝霧とともに佐用のシンボルとして広く世に知られ、長い種の生命力と、千年を超える古木も多く、古きをたずね、今を確かめ、未来をみつめる佐用町を象徴している。</p> <p>町民憲章 佐用町町民憲章 昭和60年10月5日制定 全5か条</p> <p>宣言 [星の都宣言] 平成2年5月26日制定</p>	<p>町章 昭和43年4月制定 全国から募集した作品の中から選定した。頭文字の「こ」を円に図案化し、中央に月を白で抜き出して「上月町」を表現、太いところは波頭として町の躍進と発展を、円は円満・平和を象徴している。</p>  <p>町花 花しょうぶ 昭和42年9月制定 花とホタルの町のシンボルとして花姿の美しさと茎葉の素朴さ「しょうぶ」が「尚武」に通ずることから上月町の歴史を伝える町の花に制定した。</p> <p>町木 もくせい 昭和53年5月制定 町木として公募し、応募樹種の中から町木選定委員会で選定した。モクセイ科の常緑小喬木で、10月頃に白色の小さい花を集散状に腋生し芳香がある。古くから観賞用として植えられ親しまれている。</p> <p>町民憲章 町民憲章 昭和53年5月制定 全5か条</p> <p>宣言 [差別を許さない実践の町宣言] 昭和51年8月30日制定 [政治・社会運動を標榜する暴力団まがいの右翼に対する賛助金等の寄付行為を一切行わない町宣言] 平成6年2月24日制定</p>	<p>町章については、新町に移行後、速やかに調整する。</p> <p>町花については、新町に移行後、速やかに調整する。</p> <p>町木については、新町に移行後、速やかに調整する。</p> <p>町民憲章については、新町に移行後、速やかに調整する。</p> <p>宣言については、新町に委ねる。</p>	